

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4上伊地環第181号

令和5年（2023年）10月31日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社大島グリーン開発 代表取締役 大島 寛二 長野県伊那市前原 7318 番地 2	
申請の区分 (I)	産業廃棄物収集運搬業の変更許可	
条例第46条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市西春近 5984、5986 番地
	② 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○収集運搬（積替保管を含む。）する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	産業廃棄物積替保管施設 面積：52 m ² 保管量の上限：40 m ³

		新	旧
⑤変更の概要(変更許可等の場合)		<p>○収集運搬（<u>積替保管を含む。</u>）する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、 金属くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器く ず、がれき類 （廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くずは 自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。</p>	<p>○収集運搬（<u>積替保管を除く。</u>）する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、 金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類 （廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず は自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。</p>
関 係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時	